

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5-4
提出年月日	令和5年2月7日

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-18	1	資料2) 比較結果等を取りまとめた資料に、16条の適合性の説明をする上での23条の位置付けを整理し説明を追加すること。	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	技術基準規則第34条(計測装置)における使用済燃料ピット温度の表示等の追加要求を踏まえた設備について、設置許可基準規則第16条SFPにおいて説明するため、関連する第23条(計測制御系統施設)をSFPの関連条文として記載した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.取りまとめた資料-2	
221122-19	2	資料2 p16-14) 女川は非常用電源系と記載している。泊は付けていないが何故か?女川は系統名、泊は設備名で記載しているから、女川は系を付けているのでは?	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	・「系」を付けていなかった理由として、ご指摘の通り、女川は系統名、泊は設備名を記載しているという違いがあり、女川と差異があった。 ・本件については、他条文の資料の記載内容を確認したうえで、女川と同様「非常用所内電源系」と「系」を付けるように資料を修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-11,19,23,24 ・p.16条-別添2-1,10	
221122-20	3	P16-155) 泊の図において、非常用電源が分かる図にすること。(まとめ資料側も同様)	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	・ご指摘の通り、非常用所内電源系がわかるように図を修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添2-10	
221122-21	4	外部電源系の図に所内電源系も加え、電源構成が分かるように説明を充実させること。	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	・別添資料2の「電源構成概略図」を外部電源とのつながり、所内電源系統の構成が分かるように修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-別添2-10	
221122-22	5	P16-22) 「ニ」の文章だが、主語が重複したような表現となっているので、記載を適正化すること。	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	女川に合わせ、主語が重複しないような表現に修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-23	
221122-23	6	P16-23) 大飯、女川は放射線量と記載しているが、泊は線量当量率と記載している。基準では放射線量となっているので、記載内容について、検討すること。	R4.11.22	回答済	R4.12.21 ヒアリング	当該箇所は大飯とあわせ「放射線量の異常を検知した時は中央制御室に警報を発信」という記載に修正した。 また、本文の内容を踏まえ「放射線量」「線量当量率」どちらが適切な表現であるかを全体確認し、本文へ反映した。	資料全般	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-24	7	P16-48など) 建屋について、建屋名称と当該建屋の範囲が分かるように図を工夫し、比較表の相違理由にもPWRとBWRの違いについて説明を追加すること。また、追記が必要な取扱設備が無いかの確認をし、必要なものは追加すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	別添資料1の補足説明資料11として燃料取扱棟、周辺補機棟、原子炉建屋の位置を示した図を追加し、比較表に対しては建屋構造に関する説明を追記した。また、図中に主要な設備は既に記載されており追加は不要と判断した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-75	
221122-25	8	条文間で建屋名称の呼称を統一すること。原子炉建屋と燃料取扱棟の区分等。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	建屋名称については、別添資料1の補足説明資料11のとおりであり、呼称も他条文と齟齬が無いことを確認した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-34 ・ p. 16条-別添1-75 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-49, 50	
221122-26	9	P16-32)換 気空調は適切な設備名で記載するなど表現を適正化すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「換気空調設備」が適切な表現であるため修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-23 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-33	
221122-27	10	P16-15) 「等」の内容を相違理由欄に記載すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	相違理由欄に以下の理由を記載した。 「等」は、「新燃料エレベータ」「ウラン・プルトニウム混合酸化物新燃料取扱装置」「燃料取扱工具」である。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-15	
221122-28	11	P16-21, 22など) 耐震設計Sクラス, Sクラスなど、耐震設計に係る記載について不整合が見受けられるので、条文間でも齟齬が無いよう表現を統一すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「耐震Sクラス」と記載することで統一した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-17等 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-22等	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-29	12	P16-22) 「浄化ができる設計とする」は表現が不適切と思われるので修正すること。(例えば、「浄化ができる設計とする」であれば日本語として適切になる。)	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	女川に合わせて「浄化を行う設計とする」とした。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-23	
221122-30	13	P16-22) 女川が水位警報装置と記載している理由について相違理由列に記載を充実させ、設計の差異があるのであれば女川との差異を明文化すること。(本文を見直すのであれば「(設備名)を設ける」というように、分かりやすく記載したほうがよい)	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	女川の記載にあわせ「(設備名)を設け、」という記載に修正した。(「使用済燃料ピット水位を設け、」)	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18	
221122-31	14	P16-23) 大飯ではエアモニタ+排気筒モニタとしているのに対し、泊でエアモニタのみとしている(設備としては排気筒モニタはある)が、泊の基準適合の整理の観点から排気筒モニタの要否について検討すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	大飯についても基準適合に必要な設備はエアモニタとしている。排気筒モニタの機能に大飯と泊の差異はないため、最新の審査実績である大飯の記載を踏襲し、当該箇所に「排気筒モニタ」を追記する。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-18	
221122-32	15	P16-26) 貯蔵設備と純水の説明をどこかに追加することを含め、文章に抜けが無いようにすること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「資料反映箇所」に貯蔵設備が純水で満たされた場合においても臨界を防止する旨追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・p.16条-25 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.6.0)」 ・p.16-36	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-33	16	P16-27) 大飯と同様にホウ素濃度の数値の記載を行うこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	ほう素濃度の数値の記載（MOX有／無），および相違理由を追加した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-20, 24, 30 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-28, 35, 43	
221122-34	17	P16-27) 収容操作「等」の内容と、記載の要否を検討すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	号機間移動、MOX新燃料受入、SFP内での燃料シャフリングを踏まえて「等」とした。また、簡潔な文章表現とするため「等」と記載することが適切と判断した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-21 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-28	
221122-35	18	P16-29) 下から2行目で”が”が2つ重なっているので修正すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	重複した「が」は削除した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-22 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-30	
221122-36	19	P16-32) 泊の既許可記載「線量」に対し、女川では「放射線業務従事者の『被ばく』を合理的・・・」としており、記載適正化が可能であれば検討すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「被ばく」より定量的な表現である「線量」を記載した。 また、16条第1項第4号にも女川・泊でALARAの記載があるが、いずれも「・・・線量・・・低くする・・・」との記載であり、これに合わせる。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-23 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-33	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-37	20	全体) 記載の”再掲”を行うのであれば再掲であることが分かるように表現すること。 また、再掲の仕方は条文間で統一を図ること。(グレーハッチングを付する方法を見直すこと。)	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	再掲部分については、記載方法を他条文とあわせた表現とした。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-22等	
221122-38	21	P16-33) 実効増倍率”が”は適正化すること。”を”に修正すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	”が”は適正化し,”を”と記載した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-17 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-34	
221122-39	22	P16-34等) 3連比較表上のプラント名が消えているので修正すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	3連比較表上のプラント名(ヘッダー部分)を表示した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-35, 36	
221122-40	23	16-35) 大飯ではラックの”セル”という記載になっているが、泊の記載の適切性も確認すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	ラック全体を「ラック」、そのうち、燃料集合体1体分の収納スペースを「ラックのセル」と記載することとした。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-25 ・ p. 16条-別添1-5 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-36, 64	
221122-41	24	P16-35) 大飯と泊でラック材質(ホウ素添加ステンレスと単純なステンレス)に差異があるが、識別が緑のため、赤色(設計の相違)に修正すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	色を赤に変更し、相違理由を追記した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-36	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-42	25	P16条-別添1-6) 上図と写真の相関が不明確であり、(図と写真の向きも違う)、写真も小さく、周囲の建屋壁面とクレーンの位置関係も識別できないため、引いて(遠景の)写真を撮ったり文章を追加する等、記載を工夫すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	図に写真の撮影方向を追記し、写真は大きく掲載した。また、現場の状況が分かりやすいよう画角を工夫し、写真中の文字は見やすく修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-別添1-6, 7 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-64, 65	
221122-43	26	P16-113) 女川はピットとクレーンの位置関係を補足するためにインターロックの説明を記載している。泊では同様の説明は不要だが、位置関係を明らかにした上でピットの上にクレーンが乗らないことを説明すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	該当箇所に参考1を再掲し、使用済燃料ピット上を燃料取扱棟クレーンが走行しないことを示した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-117	
221122-44	27	P16-16) 2パラ目の「さらに、万一漏えいを生じた場合には…」の文章の位置を適正化すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	監視する設備「等」と修正することにより、注水手段も含めた記載とした。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-13 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-16	
221122-45	28	P16-30) レールの基礎ボルト以外に、レール自体の耐震評価の要否について検討すること(女川はレールの応力評価も実施している)	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	走行レールについても地震に対する健全性を確認する旨追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r. 6. 0)」 ・ p. 16条-22 ・ p. 16条-別添1-22等 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r. 6. 0)」 ・ p. 16-31, 85	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-46	29	P16-51) 絵のバランスが悪いので修正すること。 このままだと気中を動かさないといけな いように見えるため、水中を移動する ことがわかりやすい図にすること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	使用済燃料ピット～キャスクピット間の部分を図で表 現し、寸法のバランスを修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び 貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-35 ・ p. 16条-別添1-49 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施 設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-52, 123	
221122-47	30	P16-49) 燃料を起こしたり寝かせたりする様子 が解像度が悪く見えづらいため、解像度 を上げた図を載せること。 第4. 1. 3図も解像度を上げること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	解像度を上げた図を掲載した。 また、別添資料1 補足説明資料1 2として、燃料の取 出し装荷のルートが分かる資料を追加した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び 貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-34, 35 ・ p. 16条-別添1-75 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施 設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-49, 50, 51	
221122-48	31	P16-15, 17) 先行のMOX燃料で許可を得ているプラント （玄海等）との記載の比較も行い、MOX固 有の設備の書き方も注意して比較するこ と。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	高浜3号炉（MOX導入済プラント）の記載を掲載し比較 を行った。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施 設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-15, 17, 41	
221122-49	32	16 条-別添1-67等) 評価II-①で位置で落としたものもII-② で落下エネルギー評価をしている理由がわ かりづらいため、全て調べているという ことであればそのように備考欄等を書く こと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	補足説明資料8の本文に離隔距離で検討不要とした設 備も落下エネルギーによる検証を行っている旨追記し た。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び 貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-69	
221122-50	33	P16-19) 相違理由で、「PWR燃料のチャンネルボッ クス」部分を” PWR→BWR” 等修文するこ と。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	相違理由の記載をPWR→BWRに修正した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設 置許可基準規則等への適合状況について（設計基 準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施 設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-20	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-51	34	P16-20等) ワイヤ二重化や二重ワイヤ等用語を統一化した上で、全体の記載を再度確認すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	二重のワイヤに統一した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-16等 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-21等	
221122-52	35	P16-29など）「地震力」と「地震荷重」について用語の統一を図ること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	以下のように統一した。 基準地震動による地震荷重→基準地震動による地震力 基準地震動Ss→基準地震動	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-15等 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-75等	
221122-53	36	P16-34) “できる設計とする”等に適正化すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「注水できる設計とする」に修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-24 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-36	
221122-54	37	P16-35) 大飯と同様に初装荷時の対応について記載の可否を検討すること	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	今後、初装荷時のように使用済燃料ピット内において新燃料を気中で取り扱うことは無いので、記載は不要と判断した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-36	
221122-55	38	P16-54) 「耐震確保」と「耐震性確保」、2種類の記載が見受けられるので、用語を統一すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「耐震性確保」に統一した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-37 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-55	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-56	39	全体) 図・表番号がないものは記載すること	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	全体的に図表番号を記載した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・全体 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・全体	
221122-57	40	P16-43) e. 燃料取扱棟クレーンがピット上まで動かないことに対し、「ピット上への待機配置を”原則”行わない」との記載は妥当か、P16-111の別紙3の記載を含め検討すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	燃料取扱棟クレーンは使用済燃料ピット上を通過することはできないため、待機場所に関する記載は削除した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・p. 16条-別添1-44 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・p. 16-116	
221122-58	41	P16-124) 「水平方向の拘束点が多く、水平荷重が分散される構造であることから、地震時の軸方向の荷重影響を受けにくい」の記載を反映しない理由を差異の着色識別も行った上で、相違理由に示すこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	影響を受けにくいことに関して女川と同等の内容を反映し、相違箇所を着色した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・p. 16条-別添1-53 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・p. 16-128	
221122-59	42	P16-125) 図2の名称は女川だから書けることである。それを含め泊の記載を適正化すること。 補足説明資料3は女川を丸写しするのでは無く、泊での水平展開の対応要否を含めて、泊の設計の説明資料とすること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	図2.2として泊3号の燃料取扱棟クレーンの軸受図を追加した。 泊の軸受構造を示した上で、水平展開が不要である旨記載した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・p. 16条-別添1-53 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・p. 16-128	
221122-60	43	P16-20) インターロックの説明を追加すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	相違理由欄にインターロックに関する説明を追記した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・p. 16-21	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-61	44	P16-13) 中段の女川の「・・・できる設計とする」との記載を反映すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	女川の記載を反映し「・・・できる設計とする」とした。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-11 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-13	
221122-62	45	P16-70) 女川の資料にある断面の図を追加すること。記載を統一するなら正確に揃えに行くこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	図面を追加し、落下高さに関する説明を記載した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-12 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-71	
221122-63	46	P16-78) ”吊荷が無い方が厳しい場合もある”とあるが結論を記載すること（厳しい場合もあるから、なんなのか）	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	当該箇所については、女川と同等の記載が可能と判断し、反映した。また、相違理由についても修正した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-81	
221122-64	47	P16-92) 女川のワイヤ二重化対策と同等の内容を泊にも追加すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	泊の使用済燃料ピットクレーンのワイヤロープの耐荷重を追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-26 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-94	
221122-65	48	P16-93) クレーンの速度制限が泊に記載が無いので、必要のない理由を泊に記載すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	先行PWR電力の内容を参考に速度制限に関して追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-28 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-97	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-66	49	P16-92) 女川に記載があるが、泊では記載がない。参考1.2に記載すればここでの記載を不要とできる理由を整理し、必要に応じて追記を検討すること	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	泊の燃料取扱棟クレーンに関しては、可動範囲の物理的な制限を落下防止対策としているため、当該箇所での記載は不要である旨、相違理由に追記した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-97	
221122-67	50	P16-115) 運転中にキャスクピットにキャスクを持ってこることもあるはずなので、異物混入防止エリアの記載を充実、最適化すること。使用済燃料ピット周辺の図なので、実運用に合わせた記載にすること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	キャスク取扱中の異物管理区域の設定状況について図を追加した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-45 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-119	
221122-68	51	16条-35) 第4.1.5図において、ピット入口配管の位置も具体的な数値で示すこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	NWL～入口配管までの寸法（約5.81m）を追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-36 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-53	
221122-69	52	16条-別添1-8) 左上のキャスクの図が、キャスクがどこにあるのかよくわからないので修正すること。また、ピット側とキャナル側にゲートを付けることを記載すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	ゲートを設置できる箇所に関して追記した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-8 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-66	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-70	53	16 条-別添1-26) ラッチ・アンラッチは手動であることを追記すること。フックを掛ける位置も示すこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	手動でラッチアンラッチ操作を行う旨追記した。 フックを掛ける位置を図中に示した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-27 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-96	
221122-71	54	16 条-別添1-49, 50) 説明がどこの長さを表しているのかを分かるように修正すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	図中に詳細な寸法線を追加した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-51, 52 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-126, 127	
221122-72	55	16-72) 「今後の耐震安全評価を踏まえ必要に応じ落下防止措置を施す」との記載があるが、燃料取扱棟（屋根、梁、柱、壁等）の落下防止については、基準地震動が確定していないことを踏まえ、先行プラントの審査実績及び今後の建屋の耐震安全評価の状況等を踏まえた上で、土建耐震の審査官も交えた場で評価が適切であることを示すこと。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	「A-使用済燃料ピット水中照明分電盤」は、基準地震動決定後に基準地震動を用いた耐震評価を行ってA-使用済燃料ピット水位（SA用）およびA-使用済燃料ピット温度（SA用）への影響を確認し、必要に応じ落下防止措置を施す。耐震評価結果は設計及び工事計画認可申請書にて示す。 「今後の耐震安全評価を踏まえ必要に応じ落下防止措置を施す」は、「今後基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ落下防止措置を施す。」に修正した。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r. 6. 0）」 ・ p. 16条-別添1-14 第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-73	
221122-73	56	P16-76) 燃料取扱棟の建屋内装材について、落下を想定した上で落下エネルギーの評価で説明しているが、大飯では、外壁の部材等が使用済燃料ピットに落下することはないとしていること等を踏まえ、妥当性を説明すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	当該箇所は、既に審査実績のある伊方発電所の記載を参考にしており。比較対象として伊方3号炉の記載を追記した。	第429回ヒアリング 資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r. 6. 0）」 ・ p. 16-78	
221122-74	57	比較表において女川にマスキング処理が施された箇所が見受けられるが、マスキングを外せない理由を提示すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	マスキング部分は女川発電所の燃料メーカーの商業機密情報等を含んでいるため、当社が入手することはできない。		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221122-75	58	P16-40) 使用済み燃料ピット温度の記載について、女川は「異常な温度上昇時に警報を発信する」と記載しており、この記載の意味をよく考え、記載内容を見直すのであれば資料の内容への影響も考慮して対応すること。	R4. 11. 22	回答済	R4. 12. 21 ヒアリング	女川の記載内容は「異常な温度上昇時に警報を発信する」といった、具体的な状態を示していると考え、泊も「異常を検知」という記載から具体的な状態を示すように記載を修正した。(当該箇所は女川同様「異常な温度上昇時に警報を発信する」という記載に修正した) 本修正を行っても、当該箇所以外の資料の内容に影響を及ぼす箇所はない。	第429回ヒアリング 資料5-1「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.6.0)」 ・ p. 16条-29	
221221-01	59	比較表27ページ) 「貯蔵設備が純水で満たされる等の想定」について、記載の意味を相違理由に記載すること。	R4. 12. 21	本日回答		相違理由として以下を記載する。 「PWRの使用済み燃料ピットはほう酸水で満たしているため、敢えて当該箇所に「純水で満たされ」という条件を記載している。」	資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・ p. 16-27	
221221-02	60	比較表28ページ)、収容操作「等」の内容について東北電力に確認し、泊と同様の内容か確認するとともに、「等」の内容について相違理由に記載すること。	R4. 12. 21	本日回答		先行電力殿に確認し、ID: 221122-34 (No.17) の回答概要に記載の操作のうち、先行電力殿は号機間移動およびMOX燃料受入は予定していないが、SFP内でのシャフリングおよびキャスクからの燃料取出し(キャスク不具合発生時)を想定している。泊3号炉とは、MOX燃料の有無の差異はあるが、号機間移動時のキャスクからの取出し、およびSFP内でのシャフリングの想定は同じである。		
221221-03	61	比較表30ページに記載の燃料取扱棟の「下層部」「上層部」に係る説明として、比較表79ページに写真が掲載されているが、当該写真内で下層部と上層部の境界が分かるように記載を工夫すること。	R4. 12. 21	本日回答		比較表79ページの写真内に「下層部」と「上層部」の境界を記載した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・ p. 16条-別添1-19 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・ p. 16-80	
221221-04	62	全般) 大飯「原子炉周辺建屋」、女川「原子炉建屋原子炉棟」の記載を踏まえ、泊の記載を「燃料取扱棟」「原子炉建屋燃料取扱棟」等のどういった表記が適切なかの検討し、他条文にも水平展開を図ること。	R4. 12. 21	本日回答		「燃料取扱棟」に統一し、他条文へも水平展開を行った。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・ p. 16条-別添2-2~4, 6, 8, 16, 17 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・ p. 16-153~155, 160, 165, 177, 178	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221221-05	63	比較表79ページ) 燃料取扱棟の上層部のブレースが入っている面と入っていない面が分かる図面を追加すること。	R4.12.21	本日回答		概略断面図に上層部のブレースが入っていない構面を追加した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・ p.16条-別添1-19 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・ p.16-80	
221221-06	64	比較表30ページ) 「・・・重量物については・・・落下時のエネルギーを評価し、気中落下試験時の模擬燃料集合体の落下エネルギー（39.3kJ）以上となる設備等を抽出する。床面や壁面へ固定する設備等については、使用済燃料ピットからの隔離を確保するため、使用済燃料ピットへ落下するおそれはない。」について、内装材も含めた落下評価と隔離による評価の関係を整理し、同様の構造である先行プラント（伊方）の考え方・記載も鑑みて、適切な記載を検討すること。 比較表78ページ) 「建屋の内側に落下するおそれがあるが、仮に落下したとしても」の「仮」の位置付けを、同様の構造である先行プラント（伊方）の考え方も確認した上で、適切な記載を検討すること。 上層部の壁について「落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さい」ことに関する根拠を示すこと。	R4.12.21	本日回答		・建屋内装材は別添資料1 図5.2.3の中段に図に示す通りけい酸カルシウム板とグラスウールで構成され、けい酸カルシウム板は上層部の柱・鋼材に強固に接合されているものではなく、落下する場合を想定している。 ・建屋内装材は、使用済燃料ピット側の上層部壁にも設置されているため、使用済燃料ピット内へ落下することを想定する。先行プラント（伊方）も建屋内装材は使用済燃料ピット内への落下を想定していることを確認した。 ・先行プラント（伊方）に確認したところ、フローⅠにて「燃料取扱棟（天井、梁、柱、壁等）」と別に「建屋内装材」を抽出し、フローⅡにて仮に落下した場合においても気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいため検討不要としており、この先行プラントの記載を鑑みて、まとめ資料の記載を適正化した。 ・なお、上層部の壁のうち、落下を想定しているは建屋内装材である。別添資料1 補足説明資料13にて、建屋内装材の落下エネルギーが気中落下試験時の燃料集合体の落下エネルギーより小さいことを示す。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・ p.16条-別添1-5, 10, 13, 34 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・ p.16-63, 68, 73, 105	
221221-07	65	先行実績である他プラントの記載を反映する際に、記載のみではなく同じ条件となっているかどうか確認の上、説明すること。	R4.12.21	本日回答		ID：221221-06の通り、先行実績である他プラントの考え方を確認して記載を適正化した。		

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221221-08	66	比較表67ページ等) 表3.2.1の詳細について、燃料取扱棟(天井、梁、柱、壁等)を同項目に記載しているが、評価が異なる場合は分けて記載すること。	R4.12.21	本日回答		「燃料取扱棟(天井、梁、柱、壁等)」と「建屋内装材」は評価が異なるため、分類項目として「建屋内装材」を新たに追加し、「燃料取扱棟(天井、梁、柱、壁等)」とは分けて記載した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・p.16条-別添1-目次,5,10,13,34,69,70,72,73,79 ・p.16条-別添4-3~5 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・p.16-58,63,68,73,105,144,145,149,193~195	
221221-09	67	比較表33ページ) 「・・・放射線業務従事者の線量を合理的に達成・・・」の線量について、何の線量か分かるように記載を適正化すること。(被ばく線量,など)	R4.12.21	本日回答		該当部分の「線量」は被ばく線量であることを明確化するため、「線量」→「被ばく」に修正した	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・p.16条-23 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・p.16-33	
221221-10	68	比較表49,50ページ) 建屋名称を記載すること。	R4.12.21	本日回答		補足説明資料11に記載した建屋名称(原子炉建屋,燃料取扱棟,周辺補機棟)が入った図面を該当ページに掲載した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・p.16条-34 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・p.16-49,50	
221221-11	69	別添1-75ページ) 図1の「凡例」が建屋図に近過ぎるので、「凡例」の位置を適正化すること。	R4.12.21	本日回答		凡例の位置を修正した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16 r.8.0)」 ・p.16条-別添1-77	
221221-12	70	補足説明資料7~11についても比較表に追加すること。	R4.12.21	本日回答		従来比較表が未作成だった箇所について、新規作成した。	資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設(DB16-9 r.7.0)」 ・p.16-141~16-149	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221221-13	71	まとめ資料 別添1-53~55) 図2.2に関して、泊の軸受け構造で問題ないことの説明を追加すること。	R4.12.21	本日回答		泊の軸受け構造に関する記載を充実するとともに、説明に関連する図を追加した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・p.16条-別添1-54,56 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・p.16-129,130	
221221-14	72	比較表31ページ) ゲート閉止の運用に関する記載の適正化を行うこと。	R4.12.21	本日回答		ゲートを閉止する期間が明確になるよう、以下記載を追加した。 「使用済燃料輸送容器をキャスクピット上で取り扱う場合は、万一使用済燃料輸送容器が落下した場合にも使用済燃料ピットの機能が喪失しないように、作業中は使用済燃料ピットとキャスクピットとの間のゲートを閉止するとともに、使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度の制限に関する運用上の措置を講ずる。」	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・p.16条-22 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・p.16-31	
221221-15	73	比較表73ページ、コメントNo.55の回答) 「今後…耐震評価を行い」の記載について、設置許可での設計方針としての記載に適正化すること。	R4.12.21	本日回答		設計方針として以下の記載に修正した。 （旧）今後基準地震動を用いた耐震評価を行い、必要に応じ落下防止対策を施す。 （新）基準地震動に対して使用済燃料ピットへの落下を防止する設計とする。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・p.16条-別添1-14 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・p.16-73	
221221-16	74	比較表30ページ) 燃料取扱棟の耐震性に関する記載について、最新審査実績（部材に対して許容値の考え方を記載している）を踏まえ、記載の適正化について検討すること。	R4.12.21	本日回答		燃料取扱棟の耐震性に関する記載について、最新審査実績を踏まえて、『基準地震動に対する発生応力及び応答せん断力が終局耐力を超えず、使用済核燃料ピット内に落下しない設計とする』と記載した。	資料5-2「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16 r.8.0）」 ・p.16条-21,22 ・p.16条-別添1-16 資料5-3「泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第16条 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設（DB16-9 r.7.0）」 ・p.16-30,76	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。